

○逗子市総合計画策定条例

（趣旨）

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、逗子市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定等について必要な事項を定めるものとする。

（総合計画の構成等）

第2条 総合計画は、基本構想及び実施計画により構成するものとする。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 基本構想 逗子市の目指す将来像と分野毎の目指すまちの姿、その実現のための取組みの方向を示すもの

(2) 実施計画 基本構想を具現化するための毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画

3 総合計画は、逗子市まちづくり条例（平成14年逗子市条例第4号）第7条第1項のまちづくり基本計画を包含するものとする。

（総合計画審議会への諮問）

第3条 市長は、総合計画の策定、変更又は廃止（以下「策定等」という。）を行うときは、あらかじめ逗子市総合計画審議会条例（昭和45年逗子市条例第5号）第1条に規定する逗子市総合計画審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）

第4条 市長は、総合計画の策定等を行うときは、議会の議決を経なければならない。

（総合計画の公表）

第5条 市長は、総合計画の策定等を行ったときは、速やかにこれを公表するものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(逗子市議会の議決事件に関する条例の廃止)

- 2 逗子市議会の議決事件に関する条例（平成23年逗子市条例第10号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に策定されている総合計画は、この条例に基づく総合計画が策定されるまでの間は、引き続き効力を有する。

(逗子市まちづくり条例の一部改正)

- 4 逗子市まちづくり条例(平成14年逗子市条例第4号)の一部を次のように改正する。  
第7条第2項中「策定された基本計画」を「策定された実施計画」に改める。  
附則に次の1項を加える。

(総合計画との関係)

- 8 第7条第1項のまちづくり基本計画は、逗子市総合計画策定条例（平成26年逗子市条例第29号）の施行の日以後に定めた逗子市総合計画に包含されるものとする。